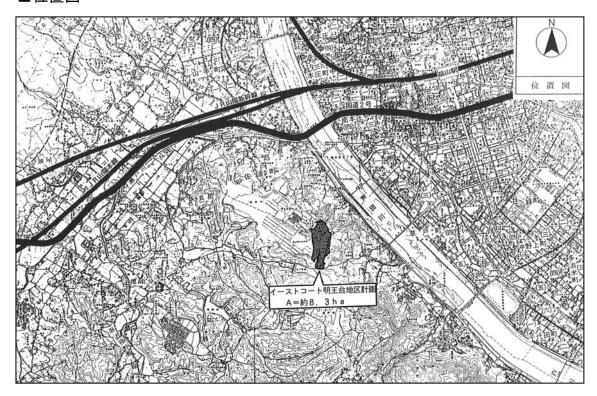
5. イーストコート明王台地区計画

	名	称	イーストコート明王台地区計画
	位	置	福山市瀬戸町大字長和字王子原,草戸町字鳥越地内
	面	積	約8.3ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画	の目標	当地区は、JR山陽本線福山駅より西方約2kmに位置し、草戸山 風致地区に隣接した市街化調整区域の丘陵地であり、現在民間の宅地 開発事業により基盤施設の整備が進められている。そこで、本計画で は、周辺自然環境の保全や、景観との調和を図りつつ宅地開発事業の 事業効果の維持増進を図り、事業後に予想される敷地の細分化等によ る居住環境の悪化を未然に防止し、秩序ある環境を計画的に誘導し、 ゆとりある良好な住宅市街地の形成を図る。
	土地利用	の方針	当地区は、閑静な戸建住宅の街区とし、周辺環境に調和した住宅地としての土地利用を図る。そして地区内にコミュニティゾーンを定め、日常生活に必要な利便施設を兼ねる住宅についてはこの街区に誘導し、秩序ある土地利用を図って行くこととする。 また、緑豊かな住環境形成のため道路に面する敷地外周に緑化ゾーンを設け、緑化に努めるものとする。
	地区施設の基	整備方針	当地区は、宅地開発事業により道路、公園等が適切に配置、整備されており、事業後もそれぞれの機能を損なわないよう維持保全して行くこととする。
	建築物等の基	整備方針	良好な住宅街区とするため、建築物等の用途の制限を行うほか、ゆとりある都市空間の形成のため建築物等の敷地の細分化を防止すると共に建築物等の壁面の位置の制限、建築物等の高さの制限を行う。また、周辺環境との調和を図るため、建築物等の意匠の制限や垣又はさくの構造の制限、広告物・看板類の制限等を行う。

		地区区分	ハウジングゾーン	コミュニティゾーン	
		地区の面積	約8.03ha	約0.26ha	
		建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 専用住宅 (2) (1)の建築物に付属するもの(建築基準法施行令(以下政令という。)第130条の5で定めるものを除く。)	次の各号に掲げる建築物以外 の建築物は建築してはならない。 (1) 左項に掲げるもの (2) 住宅で事務所,店舗その他 これらに類する用途を兼ね るもののうち政令第130条の 3 に規定するもの	
地	建				
	築				
区	物	建築物の建築面			
+ 4	等	積の敷地面積に 対する割合の最	により、市長が指定する敷地としては、福山市建築基準法施行細則第 6条のうち第2号から第4号は適用しない。		
整	に	高限度			
備	関	建築物の敷地面	敷地面積の最低限度は、造成工事竣工時において区割りされた各区 画の面積とする。		
V113	す	積の最低限度			
計	る				
	事	壁面の位置の 制限		おる柱の面から敷地境界線までの	
画	項	אנין ניעו	分である場合は 1.4 メートル以上	場合は2メートル以上,その他の部とする。 能にある建築物若しくは建築物の部	
			分が次の各号の一に該当する場合(1) 物置その他これらに類すし、軒の高さが2.3メートル以内のもの。(2) 自動車車庫で、軒の高さ(3) 次のいずれかに掲げるも(イ)バルコニー(ロ)袖壁(ハ)床面積に算入されない	は、この限りではない。 る用途(自動車車庫を除く。)に供 ル以下で、かつ床面積が5平方メー が3メートル以下のもの。 の。	

地区	建築物	建築物等の形態又は意匠の制限			1.造成工事竣工時において築造されたコンクリートブロック積擁壁若しくはコンクリート擁壁の天端位置より外周方向の空間へ工作物を延長してはならない。また、出入口・車庫等に用いる部分を除き、これらの擁壁等の表面に石張り等の化粧を施す場合、擁壁面から施工表面までの厚さは10センチメートル以下とする。 2.建築物の敷地の地盤面の高さは、造成工事竣工時の高さより変更してはならない。ただし、整地、造園、車庫の設置等のための必要最低限度の変更はこの限りではない。 3. 道路境界線(造成工事竣工時にコンクリートブロック積擁壁が設置されている部分については、その天端)から敷地側へ1メートルの範囲を緑化ゾーンと定め、出入口・車庫等に用いる構造物以外の構造物は設置してはならない。また、花壇等緑化のための構造物を設置する場合、その高さは、地盤高から40センチメートル以下とする。 4. 建築物の色彩は、金・銀又は蛍光色を避け、地区の住環境に相応しくかつ周辺自然環境と調和した落ち着いた色合いとする。	
整備計画	等に関する事項			広告物等の制限	広告物,看板類は設置してはならない。 ただし、地区の宅地販売用や、 案内用等地区に必要なものと市長が認めたものはこの限りではない。 (1) 高さ(脚長を含む。)が3メートル以内(2)1辺(脚長を除く。)の長さが1.2メートル以内(3)最大表示面積(表示面が2面以上の時はその合計)が1平方メートル以内(4)刺激的な色彩・装飾又は電光管を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの	
		垣又はさくの構造の制限	道路境界面の制限 隣地境界面の制限		1.生垣又は高さ1.5メートル以下の網状その他これらに類する透視可能なさく(以下「フェンス等」という。)とする。この時、基礎等の構造物を設置する場合、その高さは40センチメートル以下とする。 2.フェンス等の色彩は、金・銀又は蛍光色を避け、地区の住環境に相応しくかつ周辺自然環境と調和した落ち着いた色合いとする。 1.道路境界線より敷地側へ2メートルまでは、生垣又は1.5メートル以下のフェンス等とする。この時、基礎等の構造物を設置する場合、その高さは40センチメートル以下とする。 2. 塀又はフェンス等の色彩は、金・銀又は蛍光色を避け、地区の住環境に相応しくかつ周辺自然環境と調和した落ち着いた色合いとする。	
備	考					

■位置図



■計画図(地区計画区域及び地区整備計画区域)

